### ■3条

### Step 1

### H29-14-3

- 3 特許権の存続期間は、その期間の末日が行政機関の休日である場合には、その日の翌日をもってその期間の末日となる。
  - 3 × 特3条2項(末日休日の取扱い)の適用なし(H21-55-4と同様の問題)

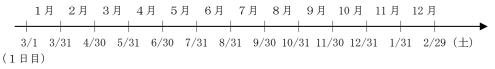


## Step 2

# H16-1-(ハ)…H30.6.9 施行の特許法30条に対応

- (ハ) 学術団体が開催する研究集会の予稿集が、2019年2月28日(木曜日)に発行された。この場合、発明の新規性の喪失の例外(特許法第30条第2項)の規定の適用を受けるためには、2020年2月28日(金曜日)までに特許出願をしなければならない。
  - (n) × 特3条1項1号本文、2号第1文、特30条2項

特 30 条 2 項の適用を受けるには公知日から 1 年以内に出願する必要がある(同項)。また、初日不算入の原則(特 3 条 1 項 1 号本文)より、<u>起算日は 3 月 1 日</u>となる。暦に従って計算すると(同項 2 号第 1 文)、<u>2020 年(閏年) 2 月 29 日(土)が期間の末日</u>となるが、当該末日が休日なので、<u>2020 年</u> 3 月 2 日(月)まで延長される(特 3 条 2 項)。よって、本枝は誤り。



## Step 3

### H20-60

- 4 平成 11 年 2 月 24 日 (水曜日) に特許権の設定の登録がされ、特許権の存続期間の延長登録がないとした場合における当該特許権の存続期間の満了の日が平成 20 年 1 月 24 日 (木曜日) である特許について、特許権の存続期間の延長登録をすべき旨の査定(延長の期間は5年)の謄本が平成 21 年 1 月 23 日 (金曜日) に送達された。この場合、特許料は2年分を一時に納付しなければならない。ただし、特許料の追納は考慮しないものとする。
- 4 × 特 108 条 2 項但書

設定登録日が H11. 2. 24 で、<u>満了日が H20. 1. 24</u>ということは、①H11. 2. 24~H12. 2. 24、②H12. 2. 24~H13. 2. 24、③H13. 2. 24~H14. 2. 24、④H14. 2. 24~H15. 2. 24、⑤H15. 2. 24~H16. 2. 24、⑥H16. 2. 24~H17. 2. 24、⑦H17. 2. 24~H18. 2. 24~H19. 2. 24~H19. 2. 24、⑨H19. 2. 24~H20. 2. 24、つまり、第9年目の途中で存続期間が満了するということである(第9年分まで納付していることが分かる)。

また、特 67 条 4 項延長出願の延長登録査定謄本が H21.1.23 に送達されているので、第 10 年分 (⑩ H20.2.24~H21.2.24) <u>を謄本送達日から 30 日以内</u>、即ち、 $\underline{H21.2.22}$  までに納付しなければならない(特 108 条 2 項但書)。さらに、第 11 年分 (⑪ H21.2.24~H22.2.24) <u>を H21.2.24</u> までに納付しなければならない(特 108 条 2 項本文)。つまり、第 10 年分と第 11 年分を一時に納付しなければならないわけではない。よって、「この場合、特許料は 2 年分を一時に納付しなければならない。」とする本枝は、誤り。

